主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人三浦強一の上告趣意は、いずれも単なる法令違反の主張であつて(なお、所論昭和三七年六月一日付婦人新聞 第一三九号 の記事を、公職選挙法一四八条の二、三項の「報道及び評論」に当るものとした原審の判断は相当であり、また同条項の規定に違反して、新聞紙に選挙に関する報道及び評論を掲載した者が、その掲載にかかる新聞紙を頒布した場合には、同法二三五条の二、三号の罪と、同法二四三条三号の罪とが成立し、両者は、併合罪となるものと解するのが相当である。)、刑訴法四〇五条の上告理由に当らない。また、記録を調べても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四一年一一月二九日

最高裁判所第三小法廷

| 裁判長裁判官 | 柏 | 原 | 語 | 六 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 田 | 中 | = | 郎 |
| 裁判官 | 下 | 村 | Ξ | 郎 |